

伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業実施要綱

伊勢原市介護支援ボランティアポイント事業実施要綱（平成29年伊勢原市告示第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、スマートフォンアプリを活用した健康づくり、社会参加及び地域貢献を通じて、高齢者のセルフマネジメントを支援し、介護予防効果を高めることにより高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的とする伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 本事業は、スマートフォンアプリを活用し、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (1) 運動、脳トレ、栄養管理等の健康づくり
- (2) イベント及びボランティア等の社会参加
- (3) 地域貢献活動

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 第6条の規定に基づき本事業に登録した者をいう。
- (2) アプリケーション 登録者が自身のスマートフォンにインストールする、活動に応じたポイントを獲得できるスマートフォンアプリケーションをいう。
- (3) 管理システム 本事業の登録者の情報や付与ポイント等の管理を行うWebシステムをいう。
- (4) ポイント 登録者が本事業の対象活動を実施した場合に付与される、電子マネーに換金可能な単位をいう。
- (5) 電子マネー ポイント換金の対象となる、市長が別に定める電子決済サービスをいう。
- (6) 事業者 市と契約を締結した事業者であって、本事業の実施に当たり、アプリケーション、管理システムの運用・保守等を行う事業者をいう。
- (7) イベント開催機関 本事業のポイントの付与対象となるイベントを開催する機関又は団体であって、市が指定するものをいう。
- (8) ボランティア受入機関 本事業のポイント付与対象となるボランティア活動を受け入れる機関又は団体であって、市が指定するものをいう。

（実施主体）

第4条 本事業は、市が実施主体となり行うものとする。ただし、市は、本事業

の一部の業務について事業者に委託することができる。

(事業の対象者)

第5条 本事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、市内に住所を有するもの
- (2) 介護保険料の未納がない者
- (3) 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しない者

(事業への登録)

第6条 本事業に登録を希望する者は、アプリケーションのインストール後、利用規約に同意し、アプリケーション内の登録画面において必要な情報を入力して申し込むものとする。

2 市は、前項の規定により申込みをした者が、第5条に規定する対象者の要件に該当することを確認した上で、登録を承認するものとする。

3 市は、第1項の規定により申込みをした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを却下することができる。

- (1) 申込みに不備があり、補正の求めに応じない場合
- (2) 第5条に規定する対象者の要件を満たさない場合
- (3) 申込情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (4) その他市長が本事業の目的に反すると認める場合

(市と事業者の役割)

第7条 市及び事業者は、事業が円滑に実施されるよう連携するものとする。

2 市は、本事業の実施に当たり、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本事業全般の企画、運営及び評価に関すること。
- (2) 登録者、イベント開催機関及びボランティア受入機関の登録・管理に関すること。
- (3) 本事業についての情報提供及び周知に関すること。
- (4) ポイントの付与対象活動の決定に関すること。
- (5) 事業者の監督及び指導に関すること。
- (6) その他本事業の推進に必要なこと。

3 事業者は、市の委託を受け、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) アプリケーション及び管理システムの開発、運用、保守及び改善に関すること。
- (2) 登録者からのアプリケーションに関する問い合わせ対応に関すること。
- (3) ポイントの付与及び換金処理に関すること。

- (4) 電子決済サービス事業者との調整に関すること。
 - (5) 本事業に関する個人情報の適切な管理に関すること。
 - (6) その他市が指示する本事業の推進に必要なこと。
- 4 市と事業者の役割分担、費用負担、遵守事項等の詳細については、委託契約において定めるものとする。

(ポイントの付与)

第8条 市は、別表に掲げる活動を行った登録者に対して、別表に定める基準に従いポイントを付与するものとする。

- 2 ポイントは、登録者がアプリケーション内で活動を記録した時点で付与されるものとする。
- 3 登録者が本事業から退出した場合、当該登録者の保有ポイントは失効するものとする。ただし、既に電子マネーに換金されたポイントについては、この限りでない。

(ポイントの換金)

第9条 登録者が獲得したポイントは、本条の規定に従い換金することができる。

- 2 ポイントの換金レートは、1ポイント0.7円相当とし、別に定める電子マネーに換金するものとする。
- 3 登録者は、150ポイント以上を保有している場合、10ポイント単位で換金を申請することができる。
- 4 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ポイントの換金を行わないものとする。

- (1) 前項の申請をした時点において、介護保険料の未納を確認した場合
- (2) ポイントの不正な取得を確認した場合
- (3) 換金可能なポイントが存在しない場合

5 市長は、ポイント取得の過程で偽りその他の不正の行為を確認した場合は、既に交付した電子マネーの返還を請求することができる。

6 市長は、不正な行為によって取得されたポイントを無効とすることができる。

(ポイントの付与対象となる機関の登録)

第10条 本事業のポイントの付与対象となるイベント開催機関及びボランティア受入機関（以下「対象機関」という。）は、伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業受入機関等登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 対象機関は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において健康づくり、社会参加又は地域貢献に関する活動を実施す

る機関又は団体であること。

(2) 本事業の目的に合致した活動内容であること。

(3) 伊勢原市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第3号に掲げる暴力団員に該当する者が属する機関又は団体でないこと。

3 市長は、第1項の規定による申請を承認した場合は、対象機関に対し、伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業受入機関等登録決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

4 対象機関は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

5 市長は、対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第2項に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 本事業の目的に反する活動を実施した場合

(3) 不正な行為を確認した場合

(4) その他市長が本事業の推進に支障があると認める場合

6 市が主催するイベント並びに市が指定する地域活動及びボランティア活動については、登録を要しない。

（登録者の登録変更及び抹消）

第11条 登録者は、登録した情報に変更が生じたときは、速やかにアプリケーション等により市に報告しなければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者の登録を抹消することができる。

(1) 退会の申出をした場合

(2) 市外転出により、登録時の対象者の要件を満たさなくなった場合

(3) 死亡した場合

3 市長は、前項に基づき登録を抹消する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該登録者に対し、アプリケーション等により事前に通知するものとする。

4 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、登録者への事前の通知なく登録を抹消することができる。

(1) 利用規約等に違反した場合

(2) 登録した情報に虚偽の内容が含まれていた場合

(3) 別表に掲げる活動について、偽りその他不正の手段によりポイントの付与を受けた場合

(4) 不正な行為が確認された場合

5 市長は、前項に基づき登録を抹消した場合は、速やかに当該登録者に対し、

その旨をアプリケーション等により通知するものとする。

- 6 登録者は、アプリケーション内に表示される登録者情報（氏名、住所、連絡先等）の変更をアプリケーション等により自ら行うことができるものとする。

（個人情報等の取扱い）

第12条 登録者及び対象機関の関係者が、本事業の実施に関連して知り得た登録者の個人情報は、本事業の目的以外に使用してはならない。本事業から退いた後も同様とする。

- 2 市は、登録者の個人情報を、本事業の実施及び管理に必要な範囲内で取得するものとする。

- 3 市は、登録者の個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、登録者の権利利益を保護するものとする。

- 4 事業者は、本事業の実施に必要な最小限の個人情報のみを取得するものとし、不要となった個人情報は速やかに破棄するものとする。

- 5 市及び事業者は、登録者の個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、事前に登録者の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

- 6 対象機関は、登録者の個人情報を取得しないものとする。ただし、活動参加者の確認等のため本人から開示を受けた場合は、当該情報を本事業の目的以外に使用してはならず、不要となった場合は速やかに破棄するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （令和8年9月30日告示第152号）

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）
ポイントの付与

行 動		内 容	付与 ポイント	付与制限
健康づくり	歩 行	目標歩数を達成	1	1 日 1 回
		1 週間で目標歩数を 5 日達成	5	週 1 回
		1 週間で目標歩数 7 日達成	2	週 1 回
	脳トレ	目標回数を達成	1	1 日 1 回
		1 週間で目標回数を 5 日達成	5	週 1 回
		1 週間で目標回数 7 日達成	2	週 1 回
	食 事	目標品目を達成	1	1 日 1 回
	総合達成	歩く・脳トレ・食事全て目標達成	1	1 日 1 回
	起 動	アプリを起動	1	1 日 1 回
社会参加	体重/血圧/血糖 の登録	アプリにいずれかの値を 1 回登録	1	1 日 1 回
	イベント	登録されたイベントに参加	1 0	月 5 回
	地域活動参加	登録された地域活動に参加	1 0	月 5 回
その他	ボランティア	登録されたボランティアに参加	1 0 0 (付与上限 5, 0 0 0 ポイント)	1 日 2 回
	登録ボーナス	本事業に登録	1 0 0	新規登録時 1 回
	認知機能テスト	認知機能テストに回答	5 0	年 2 回
	お友達紹介	本事業を知り合い等に紹介	紹介者・ 被紹介者 各 5 0	年 5 人

第1号様式（第10条関係）

伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業受入機関等登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり申請します。

事業所名	
所在地	伊勢原市
連絡先	担当名
受入を希望する 活 動 区 分 （□に✓をつける 複数回答可）	☐ ① レクリエーション等の指導、参加支援 ☐ ② 施設の催事に関する手伝い （模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露） ☐ ③ 散歩、外出、屋内移動の補助 ☐ ④ 話し相手・傾聴 ☐ ⑤ お茶出し、食堂内での配膳・下膳等の補助 ☐ ⑥ 施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業 （清掃・草刈の補助、洗濯物の整理等） ☐ ⑦ その他市長が必要と認める活動 （ ）
その他 （注意事項等）	

第2号様式（第10条関係）

伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業受入機関等登録決定通知書

年 月 日

伊勢原市長

年 月 日付で申請のありました伊勢原市いきいき地域活動ポイント事業受入機関等の登録については、次のとおり決定したので通知します。

事業所名			
所在地	伊勢原市		
登録年月日	年 月 日	登録番号	
決定区分	☐ 指定する ☐ 指定しない (理由)		
受入区分 (☒ がついて いる活動)	☐ ① レクリエーション等の指導、参加支援 ☐ ② 施設の催事に関する手伝い (模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露) ☐ ③ 散歩、外出、屋内移動の補助 ☐ ④ 話し相手・傾聴 ☐ ⑤ お茶出し、食堂内での配膳・下膳等の補助 ☐ ⑥ 施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業 (清掃・草刈の補助、洗濯物の整理等) ☐ ⑦ その他市長が必要と認める活動 ()		
備考			